

令和4年11月24日

播磨町立小・中学校・幼稚園保護者様

播磨町教育委員会

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

今月に入り新規感染者が増加しており、第8波の到来と季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される中、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されました。

各家庭における感染防止対策の徹底についても、引き続きお願いいたします。なお、今後の状況に変化がある場合は変更が生じことがあります。

記

1. 児童生徒が新型コロナウイルスにおいて陽性、濃厚接触者となった場合、及び発熱等の風邪の症状がある場合は登校を見合させてください。必要に応じて出席停止等必要な措置をします。

なお、児童生徒が濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については、特段登校を控えていただく必要はありません。（ただし、今後の感染状況によっては出席停止等必要な措置を講じる場合があります。）また、新型コロナウイルス感染への不安等から休ませたいといった場合は、各学校園へご相談ください。

2. マスクの着用が不要な場面及び留意事項について

- (1) 十分な身体的距離（2m以上）が確保できる場合
- (2) 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- (3) 体育の授業

地域の感染状況等を踏まえつつ、学校においては、①児童生徒の間隔を十分に確保する、②屋内で実施する場合には呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、③こまめに換気を行う等に留意します。

(4) 登下校時

季節を問わず熱中症対策を優先し、学校においては、①小学生など自分で判断が難しい年齢の子供への積極的な声かけ、②人と十分な距離を確保し、大声での会話を控える等の指導を行います。

(5) 屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動（休憩時間における運動遊び等）

3. 給食などで食事をする場所は、飛沫を飛ばさないよう、席の配置の工夫や、大声での会話を控えるなどの対応を徹底します。

4. 中学校における部活動に関しては、感染拡大防止について十分に配慮するとともに児童生徒・教職員以外の関係者が参加する場合の感染防止対策を徹底します。なお、部内で感染者が確認された場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日以上部活動を休止し、感染状況と対策を確認します。